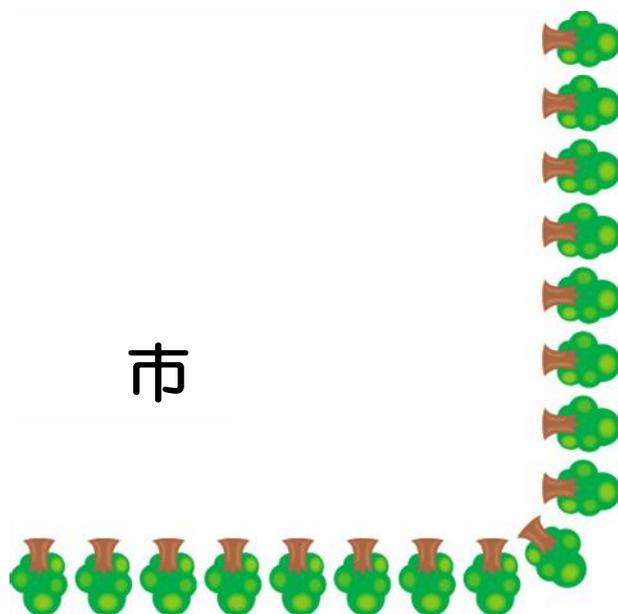


**足利市「市民と行政の協働」を
進めるための指針**

足 利 市



…… I N D E X ……

1 はじめに	P. 1
2 いままでとこれから	P. 2
3 協働の基本的な考え方	P. 5
4 市民と行政の協働の進め方	P. 7
5 市の施策の方向	P. 8
6 おわりに	P. 9

参考資料

・ 足利市「市民と行政の協働」を進めるための指針策定体制図	P. 10
・ 同 指針策定懇談会設置要綱	P. 11
・ 同 指針策定懇談会委員名簿	P. 12
・ 同 指針策定庁内連絡会名簿・作業部会名簿	P. 13
・ 策定までの経過	P. 14
・ パブリック・コメントの実施結果	P. 15

1 はじめに

近年、人口の少子高齢化の進行をはじめとして、さまざまな社会経済情勢が変化してきています。一方、市民の求める行政サービスは一層多様化・高度化してきています。今後、各地方自治体は、地方分権の進展に伴って、それぞれが競い合い、特色あるまちづくりを進める必要があります。私たちは、足利市において、足利市が持つ固有の歴史・文化・精神を見据え、これを全国や世界に発信し、自分たちのまちを良くしたいという若い人たちが希望を持てる、足利市ならではのまちづくりが進むことを願っています。

そのような中で、市民には、地域の特色を活かすまちづくりへ積極的に関わり、自分の地域は自分たちで考えていくという意識が高まっています。このような市民意識の高まりを受け、市民一人ひとりが満足するまちづくりを進めるためには、従来のまちづくりから、新しいまちづくりに変わっていく必要があります。それには市民と行政が一緒になって、まちづくりに取り組むことが、最も効果的です。

このような状況に的確に対応していくため、市では、第6次足利市総合計画（計画期間：平成18年度～平成27年度）に、市民と行政でそれぞれの役割を果たしながら、新しい連携・協力の関係を築く「協働のまちづくり」を、大きな方向の一つとして、重点施策に掲げています。

これらのことから、「協働のまちづくり」を大きな時代の潮流ととらえ、今後の足利市で、市民と行政が協働してまちづくりを進める指針を策定しました。

「協働」は、市民が足利市に住んでよかったと思えるように、まちづくりにおいて、行政への市民の参加を進める手法です。

この指針は、市民と行政がそれぞれの持ち味を活かしながら、対等に連携・協力してまちづくりを行うことにより、より多くの市民の声を行政へ反映させるためのガイドラインです。

この指針をもとに、市民と行政がまちづくりを協働することにより、「市民一人ひとりがいきいきと輝く、活力に満ちた都市 あしかが」を目指します。



市民＝足利市に住んでいる人のほか、市内の企業、自治会などの地域団体、NPO（民間非営利団体）等すべての人や団体を含むものとします。

2 いままでとこれから

いまで

足利市では、多くの市民が積極的にまちづくりに参加しています。平成18年度に市が実施した市民アンケートでは、回答者の38.6%がボランティアや自治会・育成会などの社会貢献活動に参加していると答えています。回答者のうち、今後参加してみたいと答えた人は16.5%であり、両者を合計すると、回答者の55.1%が社会貢献活動に関心を持っています。

地域においては、223の自治会が組織され、自治会への加入率は約92%になっています。各地域では、自治会のほか、育成会など各種団体があり、それぞれが地域活動を行っています。

NPOについては、ボランティア団体を中核とする福祉分野に限らず、自然環境保全、国際協力など、さまざまな分野に活動が広がっています。

一方、市では、情報公開制度のほか、「広報あしかがみ」やインターネットでの情報提供などにより、市民と情報を共有する制度の充実を図ってきています。また、各種委員等への公募委員の登用、パブリック・コメント制度の活用などにより、市政への市民参加を推進しています。

このように、まちづくりについて、市民と行政の、また市民相互の連携・協力の関係が芽生えてきているといえます。



NPO＝ノン・プロフィット・オーガニゼーション(Non-Profit Organization)の略。政府、企業等とは別に社会的活動を行う非営利の民間組織。

これから

このような芽生えを踏まえて、「市民一人ひとりがいきいきと輝く、活力に満ちた都市 あしかが」を創りあげていくためには、市民の意思や参加を重視した、市民一人ひとりの声が市政に反映するまちづくりを、これまで以上に進めていかなければなりません。

社会の急激な変化や市民の価値観の多様化に対応し、市民一人ひとりが豊かさを実感し、輝きながら暮らしていくためには、市民が、市民相互間で協力し合うとともに、市民に公平、平等なサービスを提供する行政と連携・協力することが必要です。また、そうすることによって、新たな社会的サービスが生まれる可能性があります。

これらの連携・協力する関係をさらに深めていくためには、次の課題があります。

○ 情報を共有する仕組みづくり

市民相互、あるいは市民と行政が連携・協力していくためには、互いに目的を同じくする必要があります。そのため、市政ばかりでなく、地域に関するさまざまな情報を共有できる仕組みを作っていくことが必要です。

○ まちづくりに関する主体的な意識と人材づくり

市民は、まちづくりの主体として、身近な課題の解決に積極的に取り組んでいくという意識を持つことが必要です。また、みんなで地域活動や市民活動を担う人材を育てていくことも必要です。

○ まちづくりに参加しやすい仕組みづくり

市民がまちづくりについて考え、関われるような仕組みづくりが必要です。

○ 市民活動がしやすい環境づくり

市民活動がよりいっそう充実するには、その活動をみんなで支える環境をつくる必要があります。

○ 市職員の意識改革と組織体制づくり

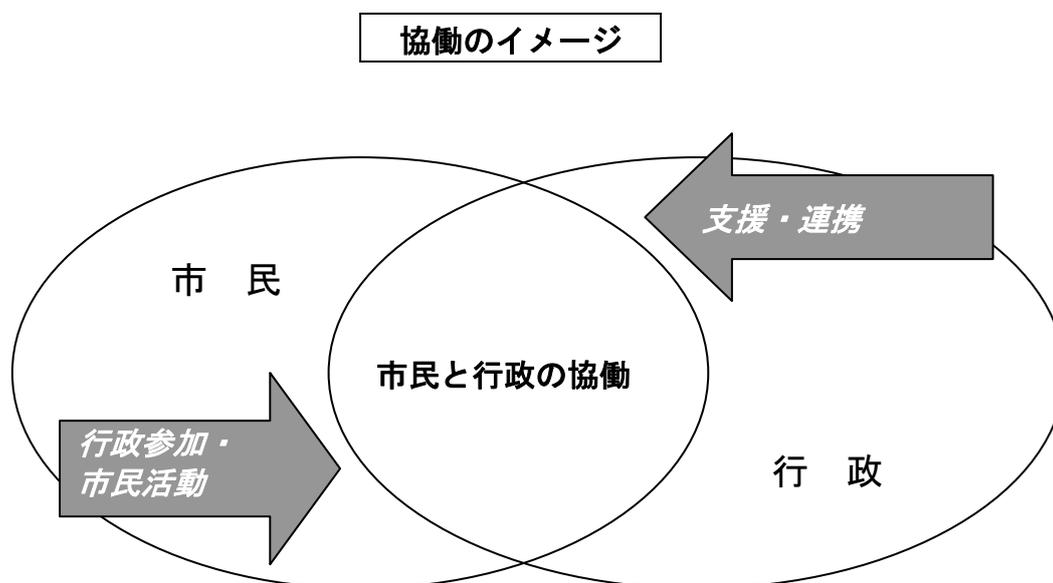
市民と行政が連携・協力していくまちづくりの重要性や必要性を理解し、施策を考える際の基礎とするように、市職員の意識改革を図るとともに、施策の推進を図る組織体制を整備していくことが必要です。

○ 連携・協力を評価する仕組みづくり

市民と行政が連携・協力したまちづくりが、さらに発展するよう、実施した事業を評価する仕組みづくりが必要です。

市民と行政の間では、今まで、お互いに連携・協力した事業を数多く実施してきました。今後、これらの課題を克服しながら、市民一人ひとりが、さらに充実した暮らしをおくるためには、まちづくりの主体として行動することが重要です。それとともに、市民と行政の活動を組み合わせることで、新たなまちづくりの仕組みや可能性をつくり育てていくことが重要です。

そこで、今後はまちづくりを効果的に進めていくために、市民と行政の連携・協力関係から一歩進めて、市民と行政が協働していくことを基本としていきます。



協働＝共通の目的を実現するために、信頼関係のもと、対等な立場で、役割を分担しながら、連携・協力することをいいます。

3 協働の基本的な考え方

協働を基本とする新しいまちづくりを進めていくためには、市民と行政それぞれが持つ特性を、お互いによく理解し合うことが重要です。

市民と行政の活動の特性

主 体	行動原理	提供するサービスの特徴
市 民	自発・自主	自発的・自主的であることから、個別的なニーズに対応する多様で迅速な、且つ先駆的なサービスに取り組める。
行 政	平等・公平 中立・継続	平等・公平を旨とすることから、均一で大量なサービスに取り組める。

(1) 基 本

ア 相互理解の原則(相互の特性等)

市民と行政の特性をお互いによく理解し、情報交換を密接に行います。

イ 自主・自立の原則

すべての市民は、まちづくりを担うという認識を持ち、自立をしてそれぞれの力を十分に発揮し、相互の自立を尊重しながら、自律的に行動します。

ウ 評価の原則

協働のまちづくりを発展させていくためには、協働事業を相互の立場で検証する必要があることから、事業の評価を行います。

エ 公開の原則

市民がまちづくりに参加しやすいように、市民、行政のそれぞれが持つ情報を広く公開し、透明性を高め、開かれた関係づくりを目指します。

(2) 市民と行政で担うこと

市民と行政は、それぞれの得意とすること
を組み合わせることによって、さまざまなや
り方によるまちづくりの可能性を広げ、みん
なが、みんなの足利を担う社会を作ります。



市民にできること

- ア 自分たちのまちは自分たちでつくるという意識を持って、まちづくりに取り組みます。
- イ 市民の持つ迅速で、個々のニーズに対応できるという特性を生かした、市民にできるサービスを提供します。
- ウ 他の市民活動を理解し、お互いに協力します。
- エ 行政の行うまちづくりに積極的に参加します。

企業市民にできること

- ア 企業も市民であるという意識を持ち、市民活動に参加します。
- イ 市民団体や行政との連携を積極的に図ります。

行政にできること

- ア まちづくりの主役は市民という意識を持ち、まちづくりを円滑に行う仕組みづくりを行います。
- イ 市民が主体的に行う市民活動への協力、支援、参加を行います。
- ウ 公平性や継続性を求められるものなど、行政が提供すべきサービスを行います。
- エ 市民活動を行っている団体同士が連携するための支援を行います。

4 市民と行政の協働の進め方

私たちは、以上のような基本原則と役割分担を踏まえ、市民と行政の協働を次の方針に従って、進めていくこととします。

(1) 情報の共有を図ります。

協働していくための前提として、お互いの持つ情報を提供・交換する必要があります。まちづくりに関する情報の提供・発信する機会を充実させるとともに、市民と行政、それぞれが情報の公開に努め、協働しやすい環境をつくります。

(2) 協働する意識を醸成します。

協働していくためには、市民と行政の意識が変わる必要があります。市民団体などの組織はもとより、市民一人ひとりが協働することの重要性を認識するとともに、市は職員に対して、協働する意識を醸成していきます。

(3) 参加しやすい事業、活動を検討します。

市民団体や企業は、各団体相互のネットワークにより、協働して活動することを検討します。行政は、パブリック・コメント制度や各種委員会への公募委員の導入など、すでにある制度を活用するほか、市民の参加が図れる仕組みなどを検討します。

(4) 市民が活動しやすい環境をつくります。

地域でできることは地域で解決できるよう、地域住民が主体的に活動するまちづくりを発展させていきます。また、市民団体の活動が充実するよう支援します。

(5) 協働事業を評価・公開します。

協働した事業が、さらに発展するよう評価する仕組みを検討するとともに、その結果を、市民にわかりやすいように公開していきます。



5 市の施策の方向

(1) 市民との情報の共有

「広報あしかがみ」やホームページの活用により、市民にわかりやすい情報の提供を行うほか、市民活動の情報収集に努めます。また、協働のパートナーとなった団体への積極的な情報提供を行います。

(2) 協働する意識の醸成と人材育成

協働への市民の理解を促進するとともに、市職員の理解を深めていきます。また、市民活動を担う人材の育成を図ります。

ア 市民の理解促進

市民活動やNPOに関する市民の理解を促進する啓発事業や情報提供を行います。

イ 市職員の理解促進

市の行う職員研修のテーマとして、協働を取り入れるほか、市職員の市民活動への参加を促進します。

ウ 人材育成

将来の市民活動を担う人材の育成を、県等と連携しながら図ります。

(3) 市民と市が協働する事業の検討

ア 協働事業の実施に向けての検討と市民参加

市が実施している事業を、協働という視点から、その可能性について検討します。また、新たな事業については、計画する段階から、市民の参加が図れるよう努めます。

イ 協働事業についての体制づくり

市民団体の提案などに対応できるよう、市の各部署を連携する体制づくりを進めます。

(4) 市民が活動しやすい環境づくり

ア 自治会などの地域団体へは、自治組織の強化が図れるよう支援します。

イ 市民提案型補助制度など、市民活動を支援する新たな制度を検討します。

ウ 市民団体に、市民活動センターが活用されるよう、広報に努めます。

(5) 協働事業の評価制度づくり

と公開

市民と市で協働した事業を、当事者それぞれが評価し、その評価結果を市のホームページなどで公開します。



6 おわりに

私たちは、これまで足利市民として、それぞれの役割を担ってきました。しかし、これからの社会はさらに成熟化が予想され、その中で、市民は、自分たちのまちは自分たちでつくるという気概を持って、お互いに助け合い、協働してまちづくりを行うことが必要です。

そこで、市民と行政の協働の最初のステップとして、この指針を策定しました。今後は、市民と行政の双方が、協働できる事業を模索しながら、お互いを理解し、信頼関係をさらに深める中で、市民と行政の協働を一步一步確実に、かつ積極的に進める努力を重ねていく必要があります。

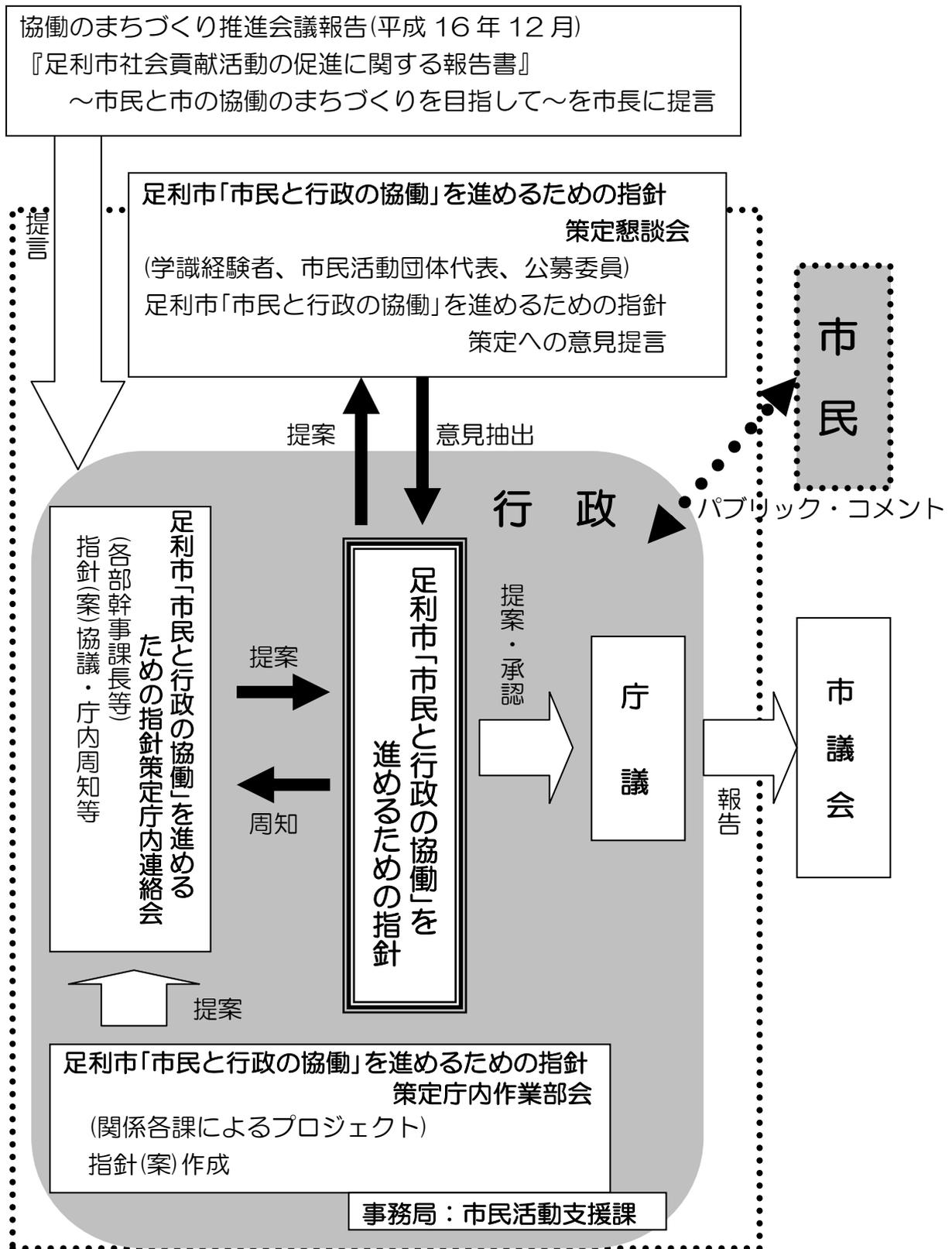
まちづくりは行政だけが行うものではありません。市民だけが行うものでもありません。みんなが力を出し合って行うものです。市民一人ひとり、地域の課題解決に積極的に参加し、みんなが協働したり、協力し合って課題が解決したとき、足利市に住んでよかったという実感が持てるのではないのでしょうか。

私たちは、この指針をみんなで共有し、まちづくりをともに考え、ともに行動することにより、両毛地域の中核として風格のある「市民が輝く都市 あしかが」の実現を図っていきます。



参 考 资 料

足利市「市民と行政の協働」を進めるための指針策定体制図



足利市「市民と行政の協働」を進めるための指針 策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 足利市は、足利市「市民と行政の協働」を進めるための指針(以下「指針」という。)を策定するに当たり、市民から幅広く意見を聴くため、足利市「市民と行政の協働」を進めるための指針策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、12名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体代表

(3) 一般公募

3 委員の任期は、指針が策定されるまでとする。

(懇談会の役員)

第3条 懇談会に会長1名および副会長1名をおく。

2 会長は、委員の互選により選出し、会務を総理する。

3 副会長は、あらかじめ会長が委員の中から指名し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、会長が招集し、会議を進行する。

2 会長は、必要があると認めるとき、懇談会に委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

3 会議録は、原則として公開とする。

(職務)

第5条 委員は、市から懇談会へ提案された指針案に対する意見を述べることを職務とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、市民福祉部市民活動支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月20日から実施する。

足利市「市民と行政の協働」を進めるための指針策定懇談会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	所 属 等
会 長	為 国 孝 敏	学識経験者(足利工業大学教授) (平成19年4月辞任)
副会長	鈴 木 光 尚	NPOコンソーシアム足利
	車 塚 愛 子	学識経験者(元小学校教諭)
	茶 園 明 子	足利市女性団体連絡協議会
	阿由葉 寛	足利市ボランティア協会
	大 澤 秀 也	(社)足利青年会議所
	志 賀 直 樹	足利市青年団体連絡協議会
	神 谷 由 里	足利市文化協会
	板 橋 治	足利市自治会長連絡協議会
	近 藤 照 夫	(社福)足利市社会福祉協議会
	大 島 裕 子	公募(あしかが子育て応援ネット)
	小 林 静 子	公募(Ashikaga Human Network 代表)

足利市「市民と行政の協働」を進めるための指針策定庁内連絡会名簿

役職	氏名	所属
会長	嶋田 清	市民福祉部長
	小和田 明子	秘書政策課政策審議員
	柏瀬 充志	総務部企画課長
	松澤 一廣	〃 (平成19年4月から)
	菊地 一彦	〃 行政経営課長
	茂木 俊彦	理財部財政課長
	永倉 清次	市民福祉部社会福祉課長
	原田 民男	〃 (平成19年4月から)
	飯塚 利明	産業・環境部商業観光課長
	横田 英雄	都市建設部都市計画課長
	鈴木 儀之	上下水道部庶務課長
	村田 雅雄	消防本部総務課長
	山崎 康次	〃 (平成19年4月から)
	木村 寛	教育委員会教育総務課長
	田部井 俊勝	〃 (平成19年4月から)

同 指針策定庁内作業部会名簿

役職	氏名	所属
会長	金井 博	市民福祉部市民活動支援課長
	岩原 幸市	秘書政策課政策審議員
	萩原 正弘	総務部企画課企画員
	松村 伸二	〃 (平成19年4月から)
	松葉 範幸	総務部行政経営課主査
	正田 幸子	理財部税務課主査
	齋五澤 悦子	市民福祉部市民課係長
	柏瀬 美奈子	産業・環境部商業観光課主査
	金子 裕之	都市建設部都市計画課係長
	橋本 光市	上下水道部下水道課主査
	太田 茂	消防本部中央消防署主幹
	山口 敏由	教育委員会教育総務課主査 平成19年4月から総務部情報管理課主査

策定までの経過

年月日	庁内連絡会・作業部会	策定懇談会
平成 18 年 7 月 7 日(金)	庁内連絡会・作業部会合同会議 ・ 策定の趣旨説明	
18 日(火)	作業部会勉強会 ・ 協働とは ・ 協働事業調査について	
8 月 2 日(火)	第 1 回作業部会 ・ 協働事業調査について ・ 骨子(案)について	
29 日(火)	第 2 回作業部会 ・ 協働事業調査について ・ 骨子(案)について	
10 月 19 日(木)	第 3 回作業部会 ・ 骨子(案)について	
11 月 14 日(火)		第 1 回会議 ・ 正副会長選任 ・ ブレインストーミング
12 月 4 日(月)		第 2 回会議 ・ ブレインストーミング
27 日(木)	第 4 回作業部会 ・ 懇談会の結果について ・ 骨子(案)について	
平成 19 年 2 月 23 日(金)		第 3 回会議 ・ 素案について
3 月 9 日(木)	第 5 回作業部会 ・ 懇談会の結果について ・ 素案について	
3 月 26 日(月)	第 2 回庁内連絡会 ・ 素案について	
6 月 1 日(金) ～21 日(木)	パブリック・コメント意見募集	
6 月 25 日(月)		第 4 回会議 ・ 原案について
6 月 26 日(火)	庁内連絡会・作業部会合同会議 ・ 原案について	

パブリック・コメントの実施結果

◆ 意見の募集方法

- (1) 意見の募集期間
平成19年6月1日(金)～21日(木)
- (2) 資料の公表方法
 - ①足利市ホームページへの掲載
 - ②文書閲覧
 - ア 市民活動支援課
 - イ 市民資料室
 - ウ 市内各公民館

◆ 意見の募集結果

- (1) 意見の提出者数・件数

応募人数	1 人
件数	5 件

- (2) 提出方法

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	計
応募人数			1		1

- (3) 項目別意見数

	項 目	計
	指針の名称	
1	はじめに	2
2	いままでとこれから	3
3	協働の基本的な考え方	
4	市民と行政の協働の進め方	
5	市の施策の方向	
6	おわりに	
	その他	
	計	5